

■用途地域による建築物の形態の制限内容（三次市の場合）

用途地域		第一種 低層住居 専用地域	第一種 中高層住居 専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居 地域	近隣商業 地域	商業地域	準工業 地域	工業地域	工業専用 地域	用途地域 指定のない区域
容積率（%）		100	200				300	400	200		400	
建ぺい率（%）		50	60			80		60		70		
絶対高さ制限（m）		10										
斜線制限	道路	適用距離(m)	20				25	20		30		
	斜線	勾配	1.25				1.5					
	隣地	立上がり(m)		20				31				
	斜線	勾配		1.25				2.5				
	北側	立上がり(m)	5	10								
	斜線	勾配	1.25									

■日影による中高層建築物の制限内容(三次市の場合)

対象区域	制限を受ける建築物	平均地盤面 からの高さ	敷地境界線からの水平距離が 5m を超える範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が 10m を超える範囲における日影時間
第一種低層住居専用地域	軒の高さが 7m を超える建築物又は 地階を除く階数が 3 以上の建築物	1.5m	4 時間	2.5 時間
第一種中高層住居専用地域	高さが 10m を超える建築物	4m		
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	高さが 10m を超える建築物	4m	5 時間	3 時間